仕 様 書

I 委託業務の概要

1 業務名称

中沼プラスチック選別センター コンプレッサー更新業務

2 業務概要

本業務は、プラスチック選別センターの安定した稼働を確保することを目的と し、製品ヤード及びマシンデッキに設置されているコンプレッサー及び漏電遮断器 の更新を行うものである。

3 履行期限

令和6年3月15日(金)

4 業務場所・検査場所札幌市東区中沼町 45 番地 11中沼プラスチック選別センター

- 5 設置するコンプレッサーの種類 設置するコンプレッサーは以下3台であり、全て本市が支給する。
 - (1) 製品ヤード(梱包機用)

メーカー:株式会社日立産機システム

型式: POD-11MNB5 200V

(2) 製品ヤード (清掃用)

メーカー:株式会社日立産機システム

型式: POD-5.5MNB5 200V

(3) マシンデッキ (集塵設備用)

メーカー:株式会社日立産機システム

型式: POD-5.5MNB5 200V

6 設置する漏電遮断器の種類

設置する漏電遮断器の種類はそれぞれ以下のとおりである。

なお、漏電遮断器、端子カバー及び配管材料等の上記5を除く物品については、 受託者が用意すること。

(1) 上記5(1)用

型番: EXK225 3P 200V 相当品 定格電流 125A(定格電流切替)、警報接点(AL)付

(2) 上記5(2)及び(3)用

型番: EXK125 3P 200V 相当品 定格電流 75A(定格電流切替)、警報接点(AL)付

7 整備内容

整備内容は以下のとおりとする。

- ① 入替場所、ブレーカーの位置確認
- ② ブレーカーの電源を落とし、上記6の漏電遮断器及びカバーを取り付ける
- ③ 既設コンプレッサーの撤去
- ④ 新コンプレッサーの設置
- ⑤ 配管、電源部分を形状に合わせて施工
- ⑥ コンプレッサーの位置を固定し、試運転調整
- (7) 既設コンプレッサーのフロン回収(※フロン排出抑制法を遵守すること。)

8 担当課

環境局環境事業部施設管理課 管理係 和田

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階)

電話:011-211-2922

Ⅱ 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手届 1部

(2) 業務責任者指定通知書 1部

(3) 業務責任者経歴書 1部

(4) 業務報告書 2部

整備した内容及び試運転結果について、報告書としてまとめて提出すること。

(5) 業務記録写真

2 部

写真は、各整備の整備前・整備後を撮影すること。

(6) 業務完了届

1 部

2 適用法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、労働安全衛生法、フロン排出抑制法などの関係法令に基づいて業務を行うこと。

3 業務条件

業務の実施時間帯は、設備が平日に稼働していることから、原則として土曜、日曜日の8時30分~17時00分とする。上記時間帯を超過する場合は、施設管理者と協議すること。

- (1) 業務履行期間中の他予定業務・工事は別途打ち合わせによる。 施設でのごみの受入時間、施設の運転時間に、その他作業時間に留意すること。
- (2) 施設内入退出について 施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理者と調整すること。

4 安全衛生管理

業務責任者は、業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に 従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保 等に心掛けること。

5 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ担当課及び施設管理者の承諾を得るものとし、 その取扱いに際しては十分注意すること。

6 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内(車両内を含む)において禁止する。

7 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷または汚染が生じた場合は、速やかに施設管理者へ報告するとともに、受託者の責任において現状復旧すること。

8 環境負荷の低減

- ・本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準 じ、環境負荷の低減に努めること。
- ・施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力 節約に努めること。
- ・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、極力節約 に努めること。
- ・本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- ・業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

9 業務の再委託に関すること

主要な業務について、受託者は再委託することはできない。

なお、主要な業務以外を再委託する場合にあっては、再委託する業務範囲および 選考する業者について、担当課に書面により申請をし、承諾を受けること。

10 その他

- ・履行の時期・場所等について、担当課と十分打ち合わせすること。
- ・詳細な業務内容については、契約後、事前に担当課及び施設管理者に確認するこ と
- 機器の機能を保全するため、必ず現地確認し、適切な資材を用いること。
- ・履行の際は、現地を確認のうえ関係法令・規則等に従い安全対策を行うこと。
- ・履行に伴い不要となる発生材は受託者が責任をもって処理すること。
- ・本仕様書に明記されていない事項については、担当課と協議により決定すること。